

深 上 審
令和7年10月3日

深川市長 田 中 昌 幸 様

深川市上下水道経営審議会
会 長 坪 田 邦 光



深川市水道料金について（答申）

令和7年7月15日付深建上庶第47号において、深川市水道料金について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申するとともに意見として申し添えます。

記

1. 答申内容

（1） 料金改定率について

水道料金の改定が必要と判断する。

平均改定率を29.3%とした値上げ改定とする。

（2） 料金の算定期間について

算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

（3） 料金体系及び従量料金について

料金体系は総括原価方式により、基本料金、従量料金を算出し、メーター使用料を廃止した基本料金として見直しをする。

用途については、家事用と家事用以外の2種類とし、それぞれの口径別に基本水量を含めた基本料金を定め、超過料金は単一とする。

（4） 改定時期等について

改定時期は、令和8年4月1日が適当である。

2. 答申にあたって

水道事業は、快適な生活環境を支える重要なライフラインとして欠かせないものであり安心して安全な水を安定して供給するため、安定的かつ持続的に運営することが求められている。

健全な経営で持続的な水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、今後においても水道料金は定期的な見直しが必要で、答申内容のとおりとすることが適当であるという結論に至ったものである。

3. 料金改定の必要性について

水道料金の改定が必要と判断する。

深川市の水道料金は、平成8年以来、29年間にわたり消費税による改正以外の値上げ改定はなく、さらに平成28年の値下げ改定以降は料金が据え置かれており、利用者数の減少等から料金収入は減少している状況にある。

水道事業は地方公営企業であるため、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、現状のままでは世帯減少による利用者数の減少や節水機器の普及による料金収入の減少のほか、近年の急激な物価高騰による資材費や経費の高騰、人件費の上昇等による施設の維持管理費の増加により必要な運転資金が確保できなくなり、欠損金が増加し事業の継続が困難になることが想定されるためである。



4. 改定率について

平均改定率を29.3%とした値上げ改定とする。

料金の見直しにあたっては、公益社団法人日本水道協会が作成している水道料金算定要領から事業の維持・運営に必要な費用である総括原価を算定し、それに見合った額を水道料金として算出した場合、年間2億5千万円の資金不足となる。

また、今後の経営収支状況シミュレーションから算出した災害発生に伴う運転資金を含めた最低限の運転資金としては、年間1億7千万円の資金不足となる。

このことから、現行の料金収入から1億7千万円の増加が図られるような料金に改定することが必要と判断するが、改定率が一般的な家事用料金（メーター13mm、使用水量10m³）で比較すると51.7%となり急激な料金負担が生じることになる。

そのため、水道料金としては、全体の料金改定率を平均29.3%の値上げによって1億2千万円を確保することとし、資金不足分については市として措置を実施することを求める。

5. 算定期間について

算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

深川市上下水道事業料金等算定要領に定めるとおり、算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とするが、水道料金算定要領では料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていることから、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても適時適切な料金改定について検討すること。

6. 料金体系について

料金体系は、総括原価方式により基本料金、従量料金を算出し、メーター使用料を廃止した基本料金として見直しをする。

基本料金の使用用途については、水道の利用を促進し、公衆衛生の向上を図る水道施設普及の当初目的が達成されたことや、近年、使用用途が明確に判断できない事例が生じている状況を踏まえると、水道メーターの口径の大きさにより基本料金を定める口径別料金体系に移行することが費用負担の公平性の観点から必要と考える。

なお、生活用水の負担を緩和する必要があることから、基本水量を含んだ用途別も残した用途別・口径別を併用とした基本料金を設定する。

従量料金については、使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした単一型の超過料金とする。

このことから用途については、家事用と家事用以外の2種類とし、それぞれの口径別に基本水量を含めた基本料金を定め、超過料金は単一とする。

7. 料金改定の時期について

改定時期は、令和8年4月1日が適当である。

市民への周知期間を確保しつつも、財政状況の改善を図る必要があり、早期に改定することが望ましいと判断する。

以上のことを踏まえた水道料金体系の現行を表1に、改定案を表2に示す。



表1 水道料金（1か月につき）

上段：消費税込／下段：税抜

用途区分	基本水量	基本料金	超過料金／1 m ³
家事用	8 m ³	1, 826円 (1, 660円)	275円 (250円)
団体用	15 m ³	4, 438円 (4, 035円)	319円 (290円)
営業用	15 m ³	4, 438円 (4, 035円)	341円 (310円)
工業用	50 m ³	13, 458円 (12, 235円)	291円 (265円)
浴場用	100 m ³	13, 458円 (12, 235円)	203円 (185円)
臨時用	1 m ³ につき	808円 (735円)	

※消費税及び地方消費税率 10%



口径	メーター使用料金
13 mm	220円 (200円)
20 mm	264円 (240円)
25 mm	269円 (245円)
30 mm	363円 (330円)
40 mm	396円 (360円)
50 mm	2, 552円 (2, 320円)
75 mm	2, 931円 (2, 665円)

※消費税及び地方消費税率 10%

表2 水道料金（1か月につき）

上段：消費税込／下段：税抜

用途区分	口径	基本水量	基本料金	超過料金／1 m ³
家事用	13 mm	8 m ³	2,750円 (2,500円)	341円 (310円)
	20 mm		3,157円 (2,780円)	
	25 mm		3,630円 (3,300円)	
	30 mm		4,950円 (4,500円)	
	40 mm		6,336円 (5,760円)	
	50 mm		10,340円 (9,400円)	
	75 mm		17,391円 (15,810円)	
家事用以外	13 mm	15 m ³	5,280円 (4,800円)	341円 (310円)
	20 mm		5,687円 (5,170円)	
	25 mm		6,160円 (5,600円)	
	30 mm		7,480円 (6,800円)	
	40 mm		8,866円 (8,060円)	
	50 mm		12,870円 (11,700円)	
	75 mm		19,921円 (18,110円)	
臨時用		1 m ³ につき	1,056円 (960円)	

※消費税及び地方消費税 10%

審議経過

開催回	開催日時／場所	内 容
第1回	令和7年6月6日（金） 10時 深川市役所3階大会議室	・ 水道事業の現状と課題 ・ 今後の日程について
第2回	令和7年7月15日（金） 13時30分 深川市役所3階大会議室	・ 深川市水道料金について（諮問） ・ 経営収支状況の見通しと料金シミュレーション
第3回	令和7年8月8日（金） 13時30分 深川市役所3階大会議室	・ 水道料金の算定について
第4回	令和7年10月3日（金） 13時30分 深川市役所3階大会議室	・ 深川市水道料金の答申について ・ 深川市水道料金について（答申）